

教員免許状を申請される方へ (資格認定試験合格による申請)

1 申請に必要な書類等

① 教育職員免許状授与申請書

申請時に窓口で配付、その場で記入していただきます。

② 資格認定試験合格証書の原本とコピー両方

合格証明書の原本も可（証明日から6か月以内のもの）。

③ 既に他の教員免許状を所持している場合は、その全ての教員免許状の原本とコピー、又は授与証明書の原本

④ 戸籍抄本もしくは戸籍謄本

免許申請時の氏名・本籍地都道府県名が②③の書類と異なる場合のみ必要です。（発行日から6か月以内のもの）。

また、戸籍抄本・謄本等は、②～③までの書類に記載の氏名・都道府県本籍地の戸籍から変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。

⑤ 郵便切手 460円（免許状送付用）

⑥ 手数料 3,600円

申請に必要な書類について、申請窓口で確認を受けた後、府庁別館1階の手数料納付窓口で納付してください。

2 申請受付

平日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く日）の午前9時30分から正午、午後1時から4時30分まで。

郵送での申請、代理人による申請は受け付けておりません。

申請に必要な書類を持参の上、ご本人が直接申請にお越しくください。

3 免許状の授与日

申請を受理した週の土曜日の日付となります。

ただし、月の最終週もしくは3月に申請した場合は、月末の日付になります。

4 免許状の送付

免許状の原本を送付できるのは、申請を受理した月の月末から約2～3ヶ月後となります。

5 その他注意事項

免許状取得申請に必要な資格を備えた後（資格認定試験合格後）、10年を経過している場合は、免許状申請時から2年2か月以内に免許状更新講習の課程を修了していなければ免許状の申請ができません。（平成21年3月31日以前に授与された教員免許状を所持している方を除く。）